

戦後西ドイツにおける 中間層経営と中間層政策の展開 およびその意義

競争秩序・構造政策・地域支援(1)

三ツ石郁夫

Ikuo Mitsuishi

滋賀大学 / 名誉教授

本稿は戦後西ドイツにおける中間層経営および中間層経営支援政策の展開を分析の軸に据え、第一に高度経済成長が続いていた1960年頃の手工業や中小工業、卸小売商など中間層経営者が競争状況や金融などについて抱いていた意識、第二に高度成長から戦後最初の不況へ至る時期を含む1960年代から70年代にかけての中間層経営の実態とその変化、そして第三に戦後から1970年代に至る連邦政府の中間層政策、とくに信用政策の展開について分析し、その場合、中間層経営と中間層政策の意義を、戦後形成された競争秩序と1960年代から始まる構造政策ならびに地域支援政策の3つの問題領域のなかで明らかにしようとするものである。

1948年6月の西側占領地区における通貨改革と市場経済の導入によって経済成長への道を開いた西ドイツ(連邦共和国)の経済は、朝鮮戦争勃発後に成長軌道を開始させ、1950年代後半までにテュッセンなどの製鉄業、BASF、バイエルなどの化学メーカー、ドイチェバンクなど3大銀行をはじめとした大企業・大銀行体制を復活させつつ、アメリカやヨーロッパとの通商関係を拡大し、また先進技術・経営手法を導入して、同年代には年率8・6%の高い成長軌道を達成することになった¹⁾。

こうした高度経済成長の達成にもかかわらず、西ドイツ成立後、初代首相に選ばれたキリスト教

1) Buchheim (1988), S.23of.; Abelshauser (2011), S.156ff.; 工藤(1999)、445-465頁; Wolf (1998), S.13of.; 古内(2007)、第3章、また戦後経済発展に関わる研究的方法的枠組みをアーベルスハウザーに焦点を当てて検討したものとして、三ツ石(2008)を参照されたい。

2) Hardach (2022), S.93f.

3) 「社会的市場経済」の理論的背景について Beyenburg-Weidenfeld (1996), S.41-78. を、1949年8月選挙に向けたCDU/CSUの経済政策方針の決定過程については、Glossner (2016), pp.80-107. をそれぞれ参照されたい。CDUの経済秩序構想の変遷に関する日本の研究として、野

民主・社会同盟 (CDU/CSU) のアデナウアー (K. Adenauer) によって1949年9月の政府声明において表明された「社会的市場経済」とその核心をなす競争秩序のあり方は1950年代後半まで明確になっていなかった²⁾。そこでの「社会的市場経済」とは、いうまでもなく、オイケン (W. Eucken) らのオルドー自由主義に思想的起源を持ち、戦後ミュラー＝アルマック (A. Müller-Armack) によって構想されたのち、1948年4月に英米統合地区経済管理庁長官に就いたエアハルト (L. Erhard) によって経済政策へと具体化された「市場競争」と「政府介入」の統合コンセプトである³⁾。西ドイツ成立後、エアハルトは連邦経済省の初代大臣として、「社会的市場経済」の経済政策を推進し、1957年連邦議会選挙では、高度経済成長を成功させた経済秩序としてCDU/CSUを勝利に導いた⁴⁾。

しかし、1950年代において、西ドイツ経済はその方向性をめぐって重要な未解決の論点を残していた。それは、第一に営業の自由ないし職業選択の自由、第二に産業における独占 (カルテル) の規制と監視、そして第三に金融規制であった。戦後西ドイツの基本法は、第7条における職業選択や労働の自由の規定にみられるように、たしかに経済的自由の秩序を支持していたといえるが、実際の経済政策では中立的な立場をとっていた⁵⁾。その結果、戦後経済秩序はカルテル政策や金融行政などにおいて戦前の古いドイツ法やナチ期の

介入経済を引き継ぎつつ、他方で市場経済の標識は付いたが、改革の遅れによって中間的で不安定な状況を保持していたのである。このことは戦後改革の遅滞と見なされ、ようやく1957年7月の連邦銀行法と競争制限禁止法、そして1961年の信用制度法によって解消され、「社会的市場経済」の軌道に向かって明確に歩み出したのであった⁶⁾。

上記の3つの論点のなかでもっとも重要と見なされたのは、西ドイツ成立前の占領期からおよそ10年にわたって議論され、1957年7月により成立した競争制限禁止法 (Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen, GWB) をめぐる問題であった。この点における中間層経営の意味づけを明らかにするために、やや長くなるが、カルテル規制の成立史をここで戦前から概略する必要がある。

第二次大戦前のドイツにおいてカルテルやシンジケートなどの独占的大企業を最初に規制することになった法律は、1923年のライヒ経済力濫用防止令 (Reichsverordnung gegen Mißbrauch wirtschaftlicher Machtstellungen) であった。もっともこの条例はカルテルを禁止するのではなく、1919年に設立されたライヒ経済省とカルテル裁判所によってその経済力濫用を単に監視するにすぎなかった。ナチ期になると独占規制はさらに後退した。1933年の強制カルテル法 (Zwangskartellgesetz) は資本の集中形態としてのカルテルを容認し、カルテル協定価格は半ば国家的な「適正価格」へと転嫁され、カルテルはむしろ政府

田 (1998) がある。またオルドー自由主義がなぜナチ体制期に生まれてきたのかの問題に関して、雨宮 (2005) は、ナチ体制を「統制自由主義思想の真の揺籃の場」(283頁) としてとらえつつ、他方で、たとえばベーム (F. Böhm) が「過剰組織化」を回避するための「緩和化」の要請を課題としていたことも指摘している (258頁)。Jaeger (1988), S. 223f. も参照。この点に関連させてやや先取りしていえば、本稿は、戦後西ドイツ経済が1950-60年代のうちに、この「緩和化」の要素として「中間層経済」の意義を取り込んだことを問題にしようとする。

4) 板橋・妹尾 (2023)、第1・2章を参照。社会的市場経済の政治的意味づけについては、Spoerer (2007), S. 28ff. 参照。

シュペーラー自身はこの用語の持つ意味内容を「空虚な決まり文句 Leerformel」として退け、むしろ戦後西ドイツおよび統合ドイツの一定時期に、政治的言語の意味 (politische Semantik) を統合する力として意義があったとしている。

5) Hardach (2022), S. 91f. 連邦憲法裁判所は政府の投資支援法に対する1954年7月の判決において、「基本法は特定の経済制度を保証しない」として、その秩序中立性を確認した。

6) Ritschl (2016), S. 330. 戦後における銀行業の「再建」ならびに1960年代における金融規制のドイツ的ありかたについては、三ツ石 (2012) および三ツ石 (2015) を参照されたい。

による市場経済統制のために利用されることになった⁷⁾。

戦後になると、米英占領地区において1947年2月、フランス占領地区においても同年6月に経済力過度集中禁止法(令)が公布された。ここにカルテル禁止の原則がはじめて導入されたが、この規制自体は過渡的性格として扱われたために、ドイツ諸州と諸政党はそれぞれ独自に法案を準備し、さらに西ドイツ成立後では連邦政府・経済省においてカルテル規制草案が繰り返し作成された。その上で連邦政府案は、エアハルト経済相の一般的カルテル禁止原則の考えのもとに、アメリカ側の集中排除原則を考慮しつつ、適用除外領域を各省庁と産業界と間で調整したうえで、ようやく1952年2月確定した⁸⁾。

以後、この連邦政府案を中心にして、一方でカルテル禁止原則を要求する陣営と、他方で戦前からの濫用防止原則を要求する陣営との間で様々な法案や対案が提出され、また1952年の連邦議会選挙を挟んで、与党のCDU/CSUと自由民主党(FDP)の内部においても対立が繰り返されていた。

他方、社会民主党(SPD)では1950年代半ばまでに「枠の計画」(計画経済の枠の内部)に競争経済を組み合わせることが議論され、その観点から、市場支配力に対する法的制限と規制、競争制限的な企業集中に対する許認可義務と公的監視を求めるために、政府案支持に回るというねじれた構図ができあがっていた。

また、産業界のなかでは、大企業を中心としたドイツ産業連盟(BDI)と商工業の広範な企業を包摂したドイツ商工会議所会議(DIHT)が中心となって、一貫してエアハルト経済相の競争政策に反対し、基本的に戦前的な濫用防止立法を求め

ていたが、ここでも一部大企業はカルテル禁止を容認するなど、容易に立法の方向性が定まらなかった⁹⁾。

この対立において1950年代半ばになると、中間層経営や中小企業をいかに取り込むかが両陣営の重要な課題として浮かんできた。しだいに明確になりつつある経済成長の高まりと企業の集中傾向の進展、そして大企業と大銀行の復活を前にして、中小経営は競争圧力に晒され犠牲になっているとの意識を強めていたから、中小経営は基本的にカルテル禁止の潮流にあったといえるが、それでもこの時期まで立法の行方に明確な利害を持っていないと見られていた。

1956年9月1日、DIHTとBDIは、中間層経営を含めた商業・手工業の代表的全国組織であるドイツ卸・外国貿易商総同盟(GDGA)、ドイツ小売商中央連合(HDE)、ドイツ手工業中央同盟(ZDH)とともに共同声明を発表し、そこで、際限のない割引は市場弱者を危険にさらすので割引カルテルを認めるべきこと、不況カルテルを商業にも認めるべきこと、破滅的な競争を避けるために拘束力のない推奨価格は認めるべきこと、GWB違反の懲罰規定を強化すべきこと、農業協同組合などの適用除外は見直して修正すべきことなどを要求した¹⁰⁾。

企業家団体は、一方で、政府案がカルテルを禁止しつつ適用除外領域を承認するなら、それは矛盾すると突いていたのであるが、他方で、どちらかといえばカルテル禁止支持になびいていた中間層団体を自陣に取り込もうとしたのである。ここにこの共同声明の意義があった。実際、中間層側は、大企業と競争するために、購入や販売の面で協力する可能性があったから、この中間層経営同士の協力は法的に保護されるべきであるとされ、BDI

7) 戦前から戦後にかけてのカルテル規制など競争秩序に関わる法制の流れと意義については、高橋(1997)、12-18頁。またとくに戦前についてはZorn(1976)、S.160 u. 163。ナチ経済における強制カルテル法の意義と形態については、柳澤(2013)、43-85頁。

8) 高橋前掲書、133頁。

9) 高橋前掲書、191頁。

10) Beyenburg-Weidenfeld(1992)、S.206ff. BDIは、ドイツの産業が中間層の性格を持っており、その経済構造を過度な競争と市場権力によって危険にさらさないためには、競争秩序が必要であると主張していた(Jahresbericht des BDI 1956-1957、S.153 u. 162.)。

は政府案には中間層を保護する規定が欠如している」と主張した。

この時点で「中間層経営への配慮」が議論の重要な論点になっていったのであるが、連邦議会の経済委員会はすでに法案審議の終了を決議していた。議会法制委員会においてのみ与党CDU/CSU多数派がSPDとFDPと対決していたが、その論点はカルテル監視当局と裁判所との権限配分にすぎなかった。こうして「中間層配慮」は法案に明記されることなく、アデナウアー首相とエアハルト経済相は政府原案を1957年7月27日成立させたのであった¹¹⁾。

この立法において中間層に対する配慮はなぜなされなかったか。それはすでに1952年の政府案提出から長期間にわたって法案を審議しており、また直後の1957年9月には連邦議会選挙を控えていたことなど、政治的な理由が考えられるが、より本質的な問題は何よりも、戦前から独自の発展を遂げた「中間層」とは、戦後に至ってどのような経営実態にあるのかが明確になってなかったことにあるといえる。

歴史的に身分制的反自由主義的イデオロギーと結びついてきた手工業や小売店主などの「中産層」は、19世紀中葉、とくに1890年代以降の急速な経済発展と営業の自由制度のなかで分解と適応を繰り返し、また「保護」の対象とされ、ワイマールからナチズムの時代の重要な社会的基盤をなしていた。この「中産層」は戦後に至って、一方で1953年の「手工業秩序法」等によって「保護」されつつ、他方で高度経済成長の過程において多様な変化を遂げつつあったのである¹²⁾。

もとより連邦政府は戦後直後から手工業や商業などの中間層経営に対して様々な支援をしてきた。

とくに1950年代中頃からは、欧州復興プログラム特別資産(ERP-SV)や復興信用金庫(Kreditanstalt für Wiederaufbau, KfW)を活用して多様な信用支援を展開させていた¹³⁾。1950年代末において中間層経営の実態は多様化し、それに対応する政策も多岐にわたっていた。こうした状況が競争制限禁止法立法時において「中間層への配慮」を規定として記載することに対して障害となったのである。

こうした中間層経営の実態の多様性に照応して、中間層に対する政党の用語や認識のあり方にもしだいに相違が表れていた。1957年9月選挙後、引き続き首相となったアデナウアーは最初の議会において、「中間階級(Mittelklasse)に属する広範な社会層は国家の保護(Sorge)を必要としている。彼らは他の社会層に比べて遅れている。われわれは国家的文化的理由から健全な中間階層(gesunde mittlere Schicht)を必要としている」と述べ、経済において大企業への集中が進んでいることを認めたうえで、「われわれは少数の経済支配者と多数の従属階級からなる国民を望んでいない」とし、「手工業と商業、営業における独立の中小経営が必要であり、そのために連邦経済省は保護と配慮の手を差し伸べる」とした¹⁴⁾。

アデナウアーは中間層認識として、第一に戦前からの伝統的な職業身分的「中間層」の観念を継承し、第二に資本主義の2階級社会に対して健全な独立中間身分が政治的文化的に必要であり、そして第三にそうした中間層の経営基盤を維持するために政府の保護を必要とすると考えていた。上記の議会演説では使われてないが、多くの場合、CDU/CSUの政治家はMittelstandの用語を使い、その社会層を狭く扱っている。

11) Beyenburg-Weidenfeld (1992), S.211.

12) 八林(1978)、とくに102-106頁。なお本稿では、戦後Mittelstandの用語が広く中小経営等を含めた使われ方をしていることを考慮して、日本語では「中間層」の言葉を当てることにする。戦後中小工業については、独占資本の支配体制強

化とそのもとにおける中小零細工業の展開を扱う、前川・吉田(1980)の研究、また手工業については、森本(1989)、最近では水村(2020)の研究がある。

13) 三ツ石(2018)参照。

14) Bundestagsprotokoll, 29. Okt. 1957, S.19.

これに対して、野党SPDは翌年の1958年12月5日に、手工業と商業、その他の営業および自由職の独立経営主とそこで働く労働者を含めた包括的な中間階層 (Mittelschichte) の社会経済状態に関する報告書を1959年11月15日までに連邦議会に提出するよう動議 (Antrag) を提出し、その報告書において、中間階層が他の人口グループや大企業とどのような関係を持っているかについて比較しなければならないとしている¹⁵⁾。ここでSPDの中間層に対する捉え方は、第一に中間階層を手工業、小売商だけでなく、中小の商工業経営を含めて、より広く大企業との関係のなかで位置づけ、第二に中間層経営主とそこで働く労働者を統一的に捉え、第三に中間階層に対して包括的な政策を展開する必要性を考えているのである¹⁶⁾。

本稿は、1950年代の準備的段階を経て、1960年代から始まる中間層の実態把握と中間層政策の展開を対象として、まず第一に1960年前後において中間層経営が大企業との競争関係のなかでいかなる意識を持っていたかについて「競争状況に関する経営調査」をもとに明らかにし、第二に意識の背景にある実態に関して、1960年代の政府による「集中調査報告」を含めた「中間層調査報告」、さらに各種の統計や諸研究をもとに明らかにし、そして第三にそうした意識と実態に対する政策の取り組みとその展開を1970年代の中間層政策の収斂に至るまで明らかにしようとするものである。

1970年代が中間層政策の一定の区切りとなることは、さしあたり競争秩序についていえば、GWBが修正され、そこに「中間層配慮」の規定が挿入されたことによる。1969年10月24日、その前月行われた連邦議会選挙で勝利したSPDブランド (W. Brandt) がFDPとの連立内閣の首相として発した政府声明において、GWBの「現代化」が表明されたことによって修正は現実化した。そこでの修正内容は、手工業や商業の中小経営が業績を上げるためにカルテルを結成することを承認し、それによって中小経営に公正なスタートチャンスを与えようとするものであった。この修正法は1973年8月3日に成立し、翌74年1月1日に発効した¹⁷⁾。

ここまで第一の戦後競争秩序の問題領域から中間層の意義について予備的にみてきた。第二の問題領域である構造政策とは、1960年前後から現れてきた炭鉱・鉄鋼業の危機と経済成長の弱まりを背景としてすすめられた産業構造転換の政策であり、また第三の地域支援政策とは、やはり1960年代に農業中心の構造的に「弱い」地域や国境地域においてすすめられた経済構造改善の政策であった。これらの政策においても中間層経営の意義が注目されることになるのであるが、それはおもに1960年代以降となる。そこで本稿では、構造・地域政策については後に立ち入ることにして、まず1960年前後において中間層経営者が大企業との競争においていかなる意識を持っていたかの問題に立ち入ることから本論を開始したい。

15) BT-Drucksache III/712, 5. Dez. 1958.

16) CDU/CSUとSPDとの間で議論された「中間層」に対する捉え方の違いや政治的対立は、たとえば1955年12月の連邦議会におけるシュミュッカー (Schmücker, CDU) とランゲ (Lange, SPD) らの論戦においてもすでに明確に現れている (Bundestagsprotokoll, 16. Dez. 1955, S.6450-6482.)。

17) BT-Drucksache VI/2520, 18. Aug. 1971, S.14. 1973年のGWB第2次修正法において第5b条が追加され、中小企業の業績能力を高める契約や協定 (中小企業カルテル) はカルテル禁止規定から除外されるとされた。また1980年の

GWB第4次修正によって新たに第37a条が追加され、その第(3)項において「中小事業者に対する優越的市場力」を持つ企業に対して排除や妨害の行為が禁止された。これらの修正の考え方は「業績競争」(Leistungswettbewerb) の概念に基づくもので、それはもともと戦前ドイツにおいて、とりわけ1896年の「不正競争抑止法」以降、不公正な競争を規制するための根拠とされた公正競争または能率競争の考え方であった。そしてこの不公正取引を規制する担い手は「百年間一貫して中産階級であった」(岸井1986、引用箇所は91頁)。「業績競争」とは、オイケンにおいても市場で優勢となるべき「完全競争」の競争秩序として重視された (Eucken 1952,

Ⅱ 高度成長下における 中間層経営者の意識

(1) ノルトライン・ヴェストファーレン州に おける経営調査の方法

競争制限禁止法が発効した1958年初め以降、中間層研究所経営学部門はケルン大学経営学・商学ゼミナール教授ザイファート(R. Seyffert)と協力して「中間層経営」の競争状況について調査することになった。調査対象はノルトライン・ヴェストファーレン州内の中小経営とされ、関連する12の商工会議所、10の手工業会議所(または郡の手工業組織Kreishandwerkerschaften)、11の地域小売団体を訪問して、対象となる中間層経営の選定に入った¹⁸⁾。

ここで中間層経営の範囲を限定するために、調査を主導するザイファートによる商業経営に関する規定が利用された。かれによれば、「中間層経営とは、修業と経験によって能力を身につけた専門経営者がその経営指導を生涯の価値ある仕事とし、経営の設立ないし承継によって資本の一部な

いし全部を自己所有し、経営拡大を自らの判断によって決定する経営」であった¹⁹⁾。この規定にもとづき、商工業の4領域を区分して、小売商から80経営、卸商から37経営、中小工業から53経営、手工業から79経営の合計249経営が、規模と業種に偏りが出ないようにして選定された²⁰⁾。

また地域については、ノルトライン・ヴェストファーレン州を人口や農工業の特徴から6地区に区分し、ケルン-デュッセルドルフの大都市地域から57経営、ボーフム-ドルトムントの工業地域から35経営、ビーレフェルトやジークェンなどの郡独立中都市から33経営、ケルン、デュッセルドルフ、ビーレフェルト郡などの大都市近郊郡から51経営、アルンスベルク郡、パーダーボルン郡などの農工混在郡から42経営、ブリロン郡やヴィトゲンシュタイン郡などの農村郡から31経営が、やはり偏りがでないように選定された。

就業者数別の経営規模分布は、第1表に示されるとおりである。手工業と小売業は4人以下の零細経営や5-9人までの小経営が多いが、10-49人

第1表 中間層調査対象経営の就業者規模別分布

就業者数	手工業	小売商	就業者数	卸商	就業者数	中小工業
4人以下	33	33	9人以下	6	49人以下	13
5-9人	27	22	10-19人	6	50-99人	20
10-19人	11	17	20-49人	15	100-199人	9
20-49人	4	5	50-99人	5	200-499人	9
50人以上	4	3	100人以上	5	500人以上	2
計	79	80	計	37	計	53

【出典】Konkurrenzsituation mittelständischer Unternehmungen, 1962, S.20-35.

S.246f. 邦訳、324-325頁)。

こうして中間層保護は競争政策のありうべき目標となった。欧州委員会は1995年9月8日報告書において「中間層はイノベーションと発展に積極的ゆえに支援されるべきである」としている(Glückner, 2012, 25f.)。

18) ここで利用する資料は中間層研究所 (Institut für Mittelstandsforschung) によって次にまとめられている。IfMF (1962)。なお調査方法は、S.1-35. に記述されている。

19) Seyffert (1972), S.43of.

20) ノルトライン・ヴェストファーレン州は西ドイツのなかで、南部バーデン・ヴュルテンベルク州やバイエルン州のように中間層経営や中小企業が多い地域ではないが、他方でルール地方のような大企業が多数存在する地域を含んでいる。したがって同地域は大経営と中小経営との競争が激しい地域であり、調査対象地域としての意義を有しているといえる。なお1959年1月においてノルトライン・ヴェストファーレン州の商工会議所と手工業会議所に登録された経営数はそれぞれ88,723と172,423であった (Statistisches Jahrbuch für NRW, 8.Jg., 1960, S.116.)。

までの中経営もみられ、さらに50人以上の大経営もある。また卸商では20-49人の経営がもっとも多く、さらに中小工業では50人以上だけでなく500人以上の経営もある。ただしこれはそうした経営分布となるように、中間層研究所と各会議所が意図的に選定した結果であるが、他方でこうした規模と領域、地域の分布から得られた調査結果は、研究所や会議所のより包括的な観点や見解を反映するものであり、その意味で、当時の多様な中間層の経営者像を代表し、また包摂しているともいえる。なお、手工業と小売商では個人経営が圧倒的多数となっているが、卸商や中小工業では半数程度が合資会社や有限会社の法的形態をとっている。

これら各経営に対して、中間層研究所の助手と担当者が2名1組になって、第1期は127経営を1959年2月26日から7月6日まで、第2期は122経営を1960年1月18日から6月14日まで調査した。これらの経営はたいていは経営主が自ら設立したか、親から引き継いだかのどちらかだが、1割程度は購入

または賃貸借であり、少数だが親以外の親族または知り合いから事業承継した場合もある。経営主の年齢は24歳以下が26.9%、25-49歳が37.0%、50-74歳が24.1%、75歳以上が3.6%となる。

訪問時に2名の調査員が経営主からその個性や特性として受けた印象が第2表に示されている。ここで「業種内で養成された」、「会議所等の団体に積極的」、「競争親和的」、「専門能力が高い」などはある程度客観的なものとして捉えうるが、「勤勉」、「節約」、「身分を意識」は調査員の主観的な印象と考えられる。そうした留保を前提として予備的に評価しておく、手工業では養成課程がほぼ確立しているが、養成修了者の割合は中小工業、小売商、卸商の順に低くなる。手工業会議所等の職業組織での活動を積極的に行う経営主は各領域で半分かそれ以下である。また競争に親和的な経営主はいずれの領域でも45%程度で、意外と割合は多い。その他で気が付くことは「身分意識」であり、手工業では半数近くと高いが、卸小売商では30%台、中小工業では17%と低い。

第2表 中間層経営主の特性

(%)					
特性または個性	手工業	小売商	卸商	中小工業	平均
業種内で養成された	100.0	65.0	54.1	77.4	81.1
会議所等の団体に積極的	45.6	42.5	51.4	35.8	43.4
競争親和的	46.8	46.3	45.9	45.3	46.2
専門能力が高い	49.4	33.8	43.2	41.5	41.7
勤勉	72.2	55.0	40.5	47.2	56.6
節約	60.8	37.5	18.9	34.0	41.4
身分を意識	48.1	37.5	32.4	17.0	33.7
【調査対象経営数(実数)】	79	80	37	53	249

【出典】 *Konkurrenzsituation mittelständischer Unternehmen*, 1962, S.16.

このような経営者に対する質問調査では4領域に共通して15項目が問われた。それらの項目を簡潔に示すと次のとおりである。

1. 競争のルールについて
2. 職業・開業の自由について
3. 閉店、労働時間、閑労働について
4. 連携（協同組合や任意のチェーン、企業連合、情報交換等）について
5. 大経営の価格政策と独自の価格政策について
6. 大経営の詰め合わせ販売や顧客サービスについて
7. ブランド商品や固定価格について
8. 値引き、割引、信用売買について
9. 大経営に対して中小経営では税制が不利になっているかどうかについて
10. 社会保険負担について
11. 外部資金調達方法について
12. 後継者と労働市場について
13. 営業支援措置と自助について
14. 老齢年金に対する要望について
15. 競争法など法制度が集中に有利になっているかどうかについて

これらの設問はザイファートの専門分野に照応してやや商業経営に関わる質問が多いように思われるが、ここでは紙幅の関係もあるので、競争のルールに関する1、職業の自由と開業の自由に関する2、連携に関する4、外部資金調達に関する11、後継者と労働市場に関する12、そして競争法と集中に関する15の各質問項目を個別に（1と15、4と12の質問はまとめて）次の節で取り上げ、そのあと他の項目も含めて全体のまとめを行うことにしたい。

(2) 個別質問に対する回答

(a) 職業・開業の自由について²¹⁾

ここでの質問項目は、基本法第12条で保証された職業選択の自由と開業の自由に対する中間層経営者の考えである。ここでは何よりも基本法が職業選択の自由を広く営業や経済活動の自由として規定しうるのがどうか問われたのであるが、それだけではない。戦前からの中間層経営の経営認可審査制度、とくにナチズムの時代におけるイヌング制や大資格証明、小売業保護法は戦後においても手工業条例として一部存続し、小売業でも営業認可制度が続いており、こうした経営設立にかかわる認可や要件審査制度は基本法の規定とくに整合しうるのが問題とされたのである²²⁾。

設問に対する中間層経営者の回答は第3表に示されているとおりである。経営者全体249人のうち、78人が職業選択や開業の自由に対して完全に賛成であり、137人が部分的な自由賛成、34人が反対している。各領域別にみると興味深いことに、卸商と中小工業者では過半数が自由に対して賛成しているのに対して、大半の手工業経営が部分的な自由賛成し、小売商では約半数が部分的な自由賛成し、さらに25名が営業の自由に反対している。

表の4行め以下にはより具体的な回答が記されている。そのなかで部分的な自由賛成している多くの手工業者は戦後の手工業条例に満足していると解釈される。他方、多くの小売商は養成課程や専門知識証明が保証されることや小売店舗設置の要件審査を要望しているが、これは専門知識を持たずに開業している小売商が食料品や日用品、たばこ販売などに現れていることに対する警

²¹⁾ IfMF (1962), S.71-89.

²²⁾ Ritschl (2016), S.266f. リツチュルはこうしたあいまいな状態を経済秩序確立の遅延として捉え、そうした状態は1960年前後にに出された連邦憲法裁判所の判決に基づいて営業の自由の原理によって解決したとしている。手工業での

問題については、水村(2020)、177頁、参照。

なお開業の制限を廃止することは、1957年の欧州経済共同体設立条約第52条に記されている。

第3表 職業・開業の自由に対する意識

回 答	手工業	小売業	卸売業	中小工業	計
完全な自由に賛成	7	16	21	34	78
自由に部分的に賛成	66	39	14	18	137
自由に反対	6	25	2	1	34
現在の規制に賛成	29	6	4	11	50
職能訓練が保証されるなら賛成	35	41	13	14	103
専門知識証明は不十分、または規制を要望	15	23	7	3	48
養成制度に不備	2	9	2	-	13
大経営の制限を要望	2	8	1	1	12
要件審査を要望	6	20	2	1	29
経営数	79	80	37	53	249

【出典】 *Konkurrenzsituation mittelständischer Unternehmen*, 1962, S.72.

戒の気持ちを示している。大経営に対する規制を求めているのは経営者全体で12経営であるが、小売商では8経営ある。これは、とくに小売商業において大経営と中間層経営の間の競争が生じていることを示しているといえる。

資料に掲載されている個別経営者の意見をみると、手工業では親方試験が経営開設にあたって不可欠の条件であるが、それを別とすれば手工業経営開設の自由を支持するという意見が6人、親方試験受験者のみに経営開設が認められるが、それは選抜の原理であるという意見が16人あり、また小売商では職業や支店等開設の自由は制限されねばならないという意見が7人、専門知識審査は不可欠であるという意見が10人あった。これらは上述の状況を裏付けている。

(b) 資本供給可能性に対する意見

ここでは中間層経営者に対する資本供給にどの程度支障があるか、あるいは理由は何かが問われている。資料では、この設問に対する経営者の

回答は、全体のなかでもとくに興味深いとされている。

本来、中間層経営では多くの場合、経営者ないしその家族が資本を自己所有しており、経営拡大のために投資する場合でも自己金融の方法によるところに特徴があるとされる²³⁾。しかし1950年代の高度経済成長によって中間層経営においても設備投資などが行われるようになると、その資金をどのように調達するかが問題となった。中間層経営は長期資本市場から資金を調達することはできず、また金融機関から借り入れる場合でも金利が高かった。こうした状況から、連邦・各州政府は中間層企業向けに金利などを優遇した条件で貸し付けるプログラムを展開させていたのである²⁴⁾。

調査に対する中間層経営者からの回答は第4表のとおりである。経営者全体の3割弱が外部資金受入れは難しいと回答しており、その理由として金利が高いこと、担保が必要なこと、長期は難しいことを挙げている。こうした状況は手工業、小売業、

23) Gantzel (1962), S.234.

24) 三ツ石 (2018)。連邦政府は1950年代半ば以降、ERP-SVを利用して中間層経営を新規設立するためのプログラムを展開させていたが、リッチェルはこれによって、市場経済導入の道すじを犠牲にすることなしに、中間層を引き寄せることに成功したと評価している(Ritschl, 2016, S.336.)。

第4表 外部資金受入れに関する中間層経営者の意識

回 答		手工業	小売業	卸売業	中小工業	計
外部資金受入れは難しい		21	24	10	16	71
理 由	高金利だから	11	16	6	9	42
	多くの担保が必要だから	10	9	4	7	30
	長期だから	6	4	3	3	16
外部資金受入れに問題ない		54	54	26	37	171
理 由	必要としていない	35	27	14	13	89
	担保が十分ある	16	22	9	19	66
	経営者に信用がある	7	19	6	8	40
	銀行とのつながりがある	3	8	6	11	28
	企業の評価が高い	5	7	8	7	27
	問題ない、難しくない	8	10	7	7	32
回答なし		4	2	1	-	7
経営数		79	80	37	53	249

【出典】 *Konkurrenzsituation mittelständischer Unternehmen*, 1962, S.273.

卸売業、中小工業で同じような割合となっている。他方、外部資金受入れに問題はないとするのは、全体の3分の2ほどの経営者である。そのなかで、半数の経営者はそもそも外部資金を必要としないとしており、それは「本来の」中間層企業の姿といえる。注目すべきは、「担保が十分にある」、「経営者に信用がある」、「銀行とのつながりがある」、「企業の評価が高い」、「問題ない、難しくない」などと回答している経営者であり、それは全体の3割以上となっている。これらの経営者は外部資金をおおむね問題なく借りられており、このことは中間層企業の経営状態がポジティブであり、また場合によって、それは政府信用プログラムの効果が現れていることを示している。回答していない経営者は、外部資金導入に慎重である²⁵⁾。

これに関連して、設問9では大経営に対して中小経営では税制が不利になっているかどうかが質問されているが、それに対して全体の8割に当たる200人の経営者が、大企業に対して税制が不利に

なっていると、そのうち55人の経営者が不利な税制のために自己資本形成が困難になっていると回答し、また質問8で値引き、割引、信用売買について問われたことに対して、全体の半数をわずかに超える138の経営者だけが銀行の商品取引口座を利用していると答えている。多くの経営者は手元や銀行口座に十分な流動性を持つことができず、それゆえ現金取引の割引も受けられていないと考えられる²⁶⁾。

(c) 競争のルールや法的規制について

質問1で問われていることは、取引や売買に競争の歪みや不正、混乱がないかどうか、あるいは競争のルールに要望はあるかどうかということである。主に卸小売業における商品取引やそこの流通過程、また食料品や衣類、衛生関係に関連する業種の手工業や中小工業において公正取引が問題となっている。具体的には官庁や工場などで公務員や従業員を対象にして市場を媒介としない直接取引が行われたり、匿名の商品売買であったりす

25) IfMF (1962), S.272-3.

26) A.a.O., S.210, 234 u. 274.

ることが不正と見なされている。また大企業が大量に広告を出したり価格を引き下げたりすること、鉄やブリキのような金属関連商品取引においてカルテル価格が成立していることが問題視されている。競争制限禁止法はあるが、適正な監視がなされないことにも苦情が出されている。そうした不正な取引や競争によって手工業経営では79経営中58経営が、小売商では80経営中74経営が、卸商では37経営中31経営が、また中小工業では53経営中43経営が競争の歪みを感じていると回答している²⁷⁾。

関連する質問項目15では、法律が企業の集中を促進しているのではないかと問われている。その回答によれば、経営者全体の約半数が法律によって集中が促進されているとし、その理由ないし根拠として、税制、とくに売上税制度があげられている。売上税制度は当時、生産と流通の各段階の売上額に課税されるものであり、したがって垂直的に統合している大経営に有利となり、中間層経営は競争上不利になっていた。それゆえ、中間層経営は売上税制度の廃止ないし改革を要求していたのである²⁸⁾。

とりわけ小売商では80経営中52経営が、また卸商でも37経営中27経営が法律による大経営の優遇を回答しているが、他方で手工業では79経営中25経営、中小工業でも53経営中25経営が大経営の優遇を答えるにとどまり、商業と製造業との違いを見せている。他方で、この問いに対して回答していない中間層経営は、手工業で36経営、小売商で20経営、卸商で4経営、中小工業で12経営、全体で72経営あり、法律による大経営優遇の問題は、比較的規模の大きい経営にとってはむしろ回答しづらい問いになっていたといえる。

(d) 連携および後継者や労働市場について

連携についての質問項目4では、各経営者が協同組合やチェーン店、また手工業者ではイヌングなどの同職組合に対してどのように考えているかが問われている。

ここで特徴的なことは、手工業79経営のうち何らかの連携組織に所属しているのは12経営のみ、また連携を支持する回答は9経営のみ、あわせて連携に肯定的な手工業者は21経営(26.6%)となっており、他方、連携を拒否したり(8経営)、不可能としたり(31経営)、不要としたり(14経営)とする否定的な回答は合わせて53経営(67.1%)となっている。

これに対して、小売商80経営ではすでに連携組織に所属しているのは45経営、連携を支持する回答は7経営あり、あわせて肯定的な小売商は52経営(65%)となっている。他方、連携を拒否したり(11経営)、不可能としたり(6経営)、不要としたり(10経営)する否定的な回答はあわせて27経営(33.8%)となっている。ここから手工業者と小売商で対照的な意見の分布がわかる。とくに小売商では、大型店に対抗するために、食料品などの販売において消費協同組合や販売チェーンに加盟するケースが多く見られるが、手工業者では自助や自立を好むとする回答が目立つ。中小工業経営者でも自立性をあげる回答があるが、卸商とともに連携組織への加盟を支持する意見は全体のおおむね半ばとなっている²⁹⁾。

次に後継者や労働市場に関する意見であるが、調査が始まる1950年代末の時期、西ドイツ全体では完全雇用の状態が現れていた³⁰⁾。それゆえ調査を受けた各領域の経営者たちにとって後継者と労働市場の問題は非常に重要になっていた。

²⁷⁾ A.a.O., S.37-71.

²⁸⁾ 売上税改革は1961年5月23日にアデナウアー内閣が公表した「営業的中间層の支援のための包括的イニシアティブ」において第一にあげられた項目であり、売上総額から仕入れ分等を控除した額を対象とする競争中立的な付加価値税へ

の転換を目指した。ただし、これが実現するのは1968年であった(BT-Drucksache, III/2757, S.2.)。またRitschl(2016), S.339.も参照。

²⁹⁾ IfMF(1962), S.113-137.

³⁰⁾ 1959年3月末時点での失業率(労働局に登録している全

249の経営者のなかで後継者問題があると答えた経営者数は165であり、その理由は後継者が少ない(125経営)、優れた後継者がいない(66経営)、大経営との取り合いになっている(57経営)となっており、他方、問題はないと答えた経営は84であった。領域別にみると、手工業では60経営(75.9%)と非常に多くの経営者が問題視しており、中小工業、小売業ではその割合は約3分の2となり、卸売業では心配ありと心配ないが半々となっている。さらに労働市場の状態に対する回答では、大経営との競争などの理由で労働者不足と答えた経営は全体の61%に達している。大経営はとくに若い労働者に対して給与面などでより良い条件を提示することで雇用を拡大していたのである。したがって、大経営と中小経営との競争は製品価格や販売方法だけでなく、雇用面にも表れていたのである³¹⁾。

(3) 調査全体の評価

調査報告は全体の総括として、中間層経営者が抱えている競争状況への意見や評価は手工業、卸小売業、中小工業の各領域でかなり異なっており、また、本稿では具体的に紹介できなかったが、業種や規模によっても異なっていると述べている。競争状況に対して不公平感や歪みの意識を持っている場合は、前述のように質問項目1と15において、また4、11、12においても明示的に現れており、とくに商業では租税制度においても示されている。手工業にとっては後継者養成や労働市場が重要であり、若者や熟練労働者を大経営や工業に奪われることに危機感がある。また消費者への直接販売を伴う手工業業種でも大経営との競争が強く意識されている。調査報告書は全体の主な結果として、競争のルールと租税制度、労働市場、社会負担が中間層経営の主要問題としている³²⁾。

以上の調査結果をとくに資金問題に注視して考察すると、調査対象となった中間層経営者は、1960年頃において、主に次の3つの意識と行動をとるグループに分けられると考えられる。第一のグループは、手工業条例や独立経営を拠り所にした伝統的な身分意識と職能訓練の養成経験をもつ中間層経営者であり、おもに就業者10人以下で自己資本を基礎にした中小規模の経営を続け、外部資金に対しては利用しないか、したとしても短期信用のみを利用する経営者層である。第二にそうしたグループと重複する部分を含め、とくに大企業や協同組合、チェーンストア、百貨店との競争によって困難に直面しているか、自ら協同組合やチェーンストアとの連携に参加するおもに小売業のグループであり、そして第三のグループは高度経済成長下において競争に親和的であり、外部資金を受け入れて積極的な経営拡大に歩みを進めるが、雇用面では労働者不足の問題に直面するグループである。第3のグループの規模は、手工業や小売業では就業者数20人以上の経営、卸商では50人以上、中小工業では200人以上の経営であり、こうした経営を調査報告の付録によって業種と就業者数について示すと次のとおりである。手工業では塗装57人、家具52人、建設48人、建設37人、塗装28人、建設25人、錠前65人、建設68人の各経営；小売業では写真・映画館70人、文具・紙製品43人、鉄製家具30人、食料28人、写真・映画館60人、食料26人、繊維70人、鉄製家具30人の各経営；卸商では鉄加工品80人、鉄鋼147人、食料140人、食料99人、食料120人、消費財セット70人、食料120人、食料127人、化学製品52人、食料80人の各経営；中小工業では紙製品260人、鉄・ブリキ・金属410人、鉄・ブリキ・金属485人、機械

労働者数のなかでの失業者数の割合)は3.6%であり、同年9月末には0.9%となっていた(*Statistisches Jahrbuch für BRD*, 1960, S.146.)。

31) IfMF (1962), S.293-319.

32) A.a.O., S.401-404. 社会負担とは、児童手当のための家族負担調整に関する質問項目であり、ここでは説明を省略した。

装置450人、靴250人、建設697人、織物350人、機械製造280人、鉄・ブリキ・金属300人、建設275人、繊維250人の各経営である。

中間層経営とは、たしかに一部で伝統的な外見を継承していたとはいえ、すでに戦前においてもそうであったが、戦後においてもその機能や業績能力を変化させ、実態と意識の点で多様な経営者層を内包していたのである³³⁾。

ここまでノルトライン・ヴェストファーレン州での意識調査によって中間層経営者の多面性をみてきた。しかし、それらはごく一部の経営者を対象としたものであった。そこで次に1960年代前半以降、ようやく明らかになってきた中間層経営の全体像を、政府その他の各種調査・統計等に基づいて明らかにする。

参考資料(1)

1. 議事録、統計、報告書等

- ◎ *Bundestagsprotokoll*, 2. Wahlperiode, 121. Sitzung, 16. Dez. 1955.; 3. Wahlperiode, 3. Sitzung, 29. Okt. 1957.
- ◎ Deutscher Bundestag, *Drucksache (BT- Drucksache)*, III/712, 5. Dez. 1958.; III/2757, 23. Mai 1961.; VI/2520, 18. Aug. 1971.
- ◎ *Jahresbericht des Bundesverbandes der Deutschen Industrie*, 1. Mai 1956-30. April 1957.
- ◎ Statistisches Bundesamt (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch für die BRD 1960*, Wiesbaden, 1960
- ◎ Statistisches Landesamt NRW (Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch für NRW*, 8. Jg., Düsseldorf, 1960.

2. 研究文献

[欧文献]

- ◎ Abelshauser, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte seit 1945*, 2. Aufl., München 2011.
- ◎ Beyenburg-Weidenfeld, Ursula, *Wettbewerbstheorie, Wirtschaftspolitik und Mittelstandsförderung 1948-1963*, Stuttgart, 1992.

- ◎ Buchheim, Christoph, Die Währungsreform 1948 in Westdeutschland, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, 36. Jg., 2. Ht., 1988, S. 189-231.
- ◎ Eucken, Walter, *Grundsätze der Wirtschaftspolitik*, Bern und Tübingen 1952. (大野忠男訳『経済政策原理』勁草書房、1967年)
- ◎ Gantzel, Klaus-Jürgen, *Wesen und Begriff der mittelständischen Unternehmung*, Köln und Opladen, 1962.
- ◎ Glöckner, Jochen, *Kartellrecht – Recht gegen Wettbewerbsbeschränkungen*, Stuttgart, 2012.
- ◎ Glossner, Christian L., *The Making of the German Post-war Economy. Political Communication and Public Reception of the Social Market Economy after World War II*, London and New York, 2010.
- ◎ Hardach, Gerd, *Gegenwartsgeschichte der deutschen Wirtschaft 1945-2020*, Berlin 2022.
- ◎ Institut für Mittelstandsforschung (IfMF) (Hrsg.), *Konkurrenzsituation mittelständischer Unternehmungen*, Köln und Opladen, 1962.
- ◎ Jaeger, Hans, *Geschichte der Wirtschaftsordnung in Deutschland*, Frankfurt am Main 1988.
- ◎ Ritschl, Albert, Soziale Marktwirtschaft in der Praxis, in: Werner Abelshauser (Hrsg.), *Das Bundeswirtschaftsministerium in der Ära der Sozialen Marktwirtschaft. Der deutsche Weg der Wirtschaftspolitik*, Berlin, 2016, S. 265-389.
- ◎ Scheybani, Abdolreza, *Handwerk und Kleinhandel in der Bundesrepublik Deutschland. Sozialökonomischer Wandel und Mittelstandspolitik 1949-1961*, München 1996.
- ◎ Seyffert, Rudolf, *Wirtschaftslehre des Handels*, 5. Aufl., Opladen, 1972.
- ◎ Spoerer, Mark, Wohlstand für alle? Soziale Marktwirtschaft, in: Thomas Hertfelder und Andreas Rödder (Hrsg.), *Modell Deutschland. Erfolgsgeschichte oder Illusion?*, Göttingen 2007, S. 28-43.
- ◎ Wolf, Herbert, Vom Großbankengesetz bis zur “Normalisierung” (1953-1958), in: Hans Pohl (Hrsg.), *Geschichte der deutschen Kreditwirtschaft seit 1945*, Frankfurt am Main 1998, S. 111-148.

33) シャイバニは手工業者と小売商の生活様式の特徴を家族と経営との結びつきに見出し、それは戦後においても変わらなかったが、労働者との間では物的な生活条件や所得の格差が1950年代に拡大したと述べている (Scheybani 1966, S. 177.)。

◎Zorn, Wolfgang, Staatliche Wirtschafts- und Sozialpolitik und öffentliche Finanzen 1800-1970, in: W. Zorn (Hrsg.), *Handbuch der deutschen Wirtschafts- und Sozialgeschichte*, Band 2, Stuttgart 1976, S.148-197.

【日本語文献】

- ◎雨宮昭彦『競争秩序のポリティクス——ドイツ経済政策思想の源流——』東京大学出版会、2005年
- ◎板橋拓己・妹尾哲志編著『現代ドイツ政治外交史——占領期からメルケル政権まで——』ミネルヴァ書房、2023年
- ◎岸井大太郎「ドイツ競争法における『業績競争 (Leistungswettbewerb)』理論」(一)(二)『法学志林』第83巻第1号/第4号、1985年/86年
- ◎高橋岩和『ドイツ競争制限禁止法の成立と構造』三省堂、1997年
- ◎野田昌吾『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』有斐閣、1998年
- ◎古内博行『現代ドイツ経済の歴史』東京大学出版会、2007年
- ◎前川恭一・吉田敬一『西ドイツの中小企業』新評論、1980年
- ◎水村陽一「戦後ドイツ手工業分野の特殊性と構造変化——手工業秩序法1953年から2004年法改正までのマイスター制強制部門を中心に——」『東洋大学大学院紀要』第56号、2020年、175-201頁
- ◎三ツ石郁夫「戦後ドイツの経済発展をめぐるアーベルスハウザー・テーゼの現代的意義」『歴史と経済』第198号、2008年、49-56頁
- ◎三ツ石郁夫「戦後西ドイツ高度成長期における銀行業の再建と競争——『銀行業における競争の歪み調査』の背景と帰結——」『彦根論叢』第394号、2012年、174-188頁
- ◎三ツ石郁夫「1960年代における西ドイツ銀行システムの構造変化と競争秩序——『競争の歪み』調査と金利自由化——」『滋賀大学経済学部研究年報』Vol.22、2015年、1-26頁
- ◎三ツ石郁夫「第二次大戦後西ドイツの中間層信用問題をめぐる政策形成と金融機関の役割」『滋賀大学経済学部研究年報』Vol.25、2018年、1-28頁

- ◎森本隆男「西ドイツにおける手工業秩序の成立」『商学論究』(関西学院大学) 第37巻第1・2・3・4号、1989年、171-194頁
- ◎八林秀一「ドイツ中産層の歴史的把握をめぐって——『中産層』概念についての覚書——」『専修経済学論集』第13巻第2号、1979年、69-106頁
- ◎柳澤治『ナチス・ドイツと中間層——全体主義の社会的基盤——』日本経済評論社、2017年

【未完】

SMEs (*Mittelstand*) and the SME Policy in Postwar West Germany and Their Significance in Consideration of the Competitive Order as Well as Structural and Regional Policies (Part 1)

Ikuro Mitsuishi

This paper first discusses the expansion and diversification of SMEs in postwar West Germany, which consisted not only of the historically formed businesses of *Mittelstand*, such as skilled *Handwerk*, craft industries and retailers, but also various small and medium-sized manufacturers and trading firms that developed during the high economic growth periods of postwar West Germany, mainly in the decades of the 1950s and 1960s. Secondly, the consciousness of these family firms is analyzed based on the research report on SMEs in the northwestern region of Germany, drawn up in roughly 1960 to examine the competitive situation between SMEs and big businesses. Thirdly, the paper examines the problems of the SME policy, which began with the credit supply actions taken by the federal and state governments in the 1950s and thereafter gradually changed to a more comprehensive one. The significance of SMEs and the SME policy is researched in consideration of the competitive order as well as structural and regional policies.

This part of the paper explores three types of consciousness among SME managers. While the first type was found mostly in the fields of small but independent *Handwerk* and retailers in partly declining sectors operating with self-financed capital in their local or provincial market, the second type, mainly located in cities or densely populated area, competed against each other and big businesses. The last type of

SME managers tried to positively expand their businesses in the age of economic development supported by externally financed capital and governmental aid.

The paper's focus then turns to considering the relationship between SMEs and the economic order of postwar Germany, represented in particular by the anti-cartel law, Gesetz gegen *Wettbewerbsbeschränkungen*, enacted in 1957. Though the law was approved as a compromise between the principle of prohibiting monopolies (competitive markets) on the one hand and the principle of preventing abuse or the demand from big businesses for larger fields of exclusion from application on the other, the law could not meet the needs of SMEs in the last years of the 1950s because of their diversity and dispersion. In the 1970s, due to structural and recovery policies during the first recession in the postwar period, and regional policies to economically strengthen the country's weakly structured regions, West Germany's economy resolved to use the significance of SMEs to improve their growth potential. At that time, two articles were added to the anti-cartel law for the protection of SMEs.

